

# 富田林市立葛城中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

## Ⅰ.いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### (1) 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・本基本方針は生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- ・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念をもって、校長のリーダーシップの下、総力を挙げて取り組む。
- ・学校及び教職員は、全ての生徒が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

### (2) いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視をされる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ・これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- ・これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

## 2.本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント 「本校の取り組み概要（別紙1）」参照

(1) 取組姿勢について「いじめは絶対に許さない」「二度と同じ悲しみをくり返さない」  
・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント（別紙2）」を参考に、チーム学校として総力を挙げて取り組む。

### (2) いじめの防止（防止が一番大切である）

#### ①基本的考え方

##### ア) いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む。

・いじめは「どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

##### イ) 集団づくり、仲間づくりをすすめる。

・未然防止の基本として、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

##### ウ) 未然防止の取り組みの成果について、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

・未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

#### ②いじめの防止のための取り組み

##### ア) いじめについての共通理解を図る

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の情報共有・共通理解を図っていく。
- ・生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

##### イ) 生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

## エ) 生徒に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

## オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・ 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 生徒会が中心となって“いじめがなぜいけないのか” “いじめとはどういうことか” などについて考える機会を与え、生徒自身による劇や授業に取り組む。
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

## (3) 早期発見

### ①基本的な考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

## ②いじめの防止や対策のための組織

「いじめ等防止対応委員会」を設置し、定期的に取り組みをすすめる。

具体的な内容は以下のとおりとする。

### ア) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

### イ) 活動内容

- ・ いじめの防止に関する事
- ・ いじめの早期発見に関する事
- ・ いじめ事案への対応に関する事
- ・ 不登校傾向者に係る情報交換
- ・ 生徒指導事案や不登校傾向にある生徒の情報交換とその対応に関する事

### ウ) 開催

- ・ 原則として週1回を定例とする

## ③いじめの早期発見のための措置（アンケート、カウンセリング等の実施）

- ・ 定期的なアンケート調査や定期的なカウンセリングの実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ カウンセリング等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・ 定期的なアンケートやカウンセリング以外にも、いじめの早期発見の手立ては、浅野登校時、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、フォーサイト手帳等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・ なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有して、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

### ア) いじめの定期的調査

- ・ 学校生活アンケート調査・・・年3回（5月、10月、2月）
- ・ カウンセリング・・・年3回（5・6月、10・11月、2・3月）

### イ) いじめ相談体制

- ・ いじめ相談窓口の設置
- ・ カウンセリング（担任だけでなく、学年教師の中も追加で指名できるようにする）
- ・ スクールカウンセラー、SSWの活用

## （4）いじめに対する措置

### ①基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・ 発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・ その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## ②いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期対応、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見や通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ等防止対応委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行ったがその指導により十分な効果を上昇することが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ③いじめられた生徒又はその保護者への支援について

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
- ・また生徒の個人情報取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとし、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討していく。
- ・ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ※留意点

懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢生徒を除く。）、訓告のほか、生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### ⑤いじめが起きた集団への働きかけも重要

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

## ⑥ ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・ 定期的に講師を招き、SNSによるトラブルがないように意識づける。

## （５） その他の留意事項

### ① 組織的な指導体制

- ・ いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

### ② 校内研修の充実

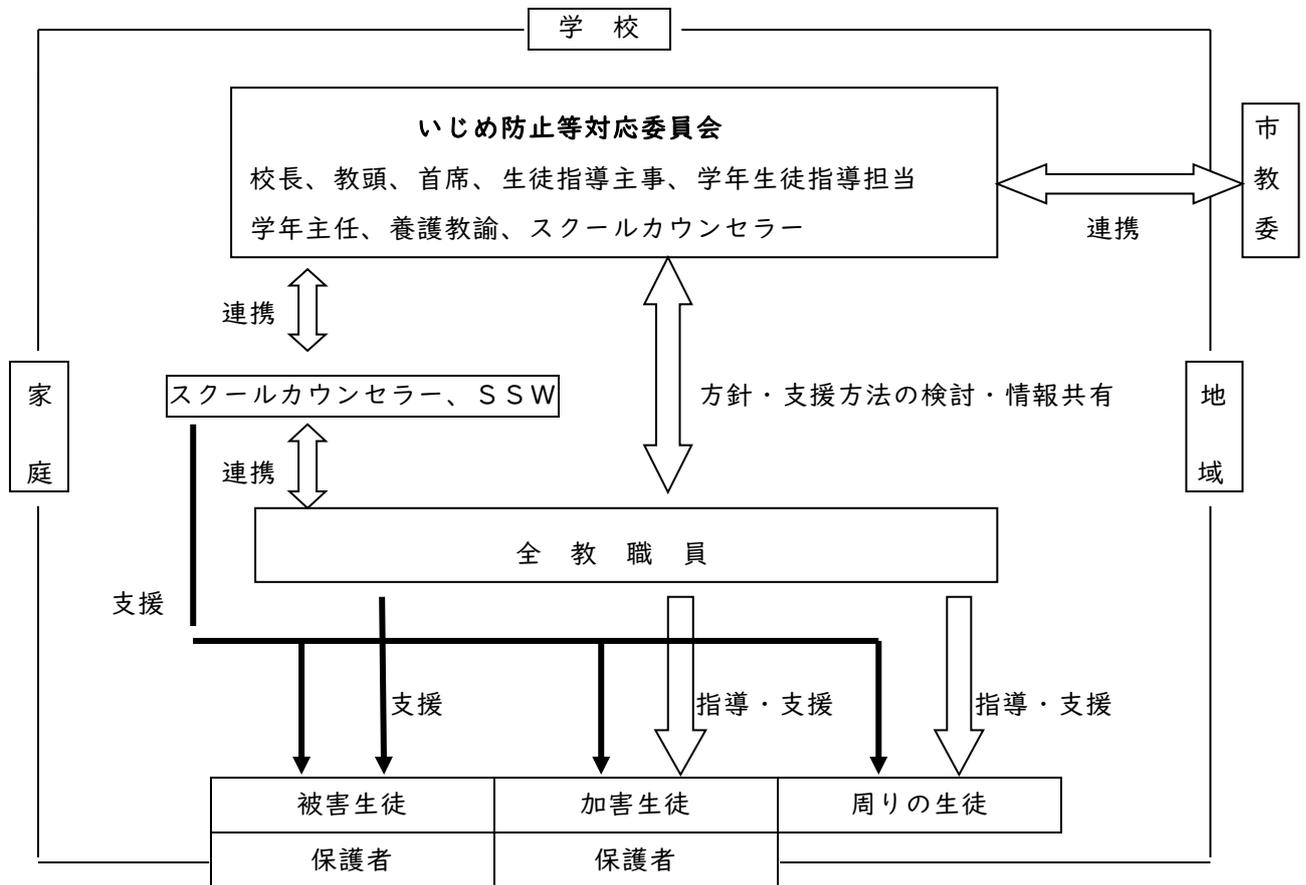
- ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

### ③ 学校評価と教員評価

- ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

#### ④地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。



## 「2025年度 本校の取り組み概要（別紙1）」

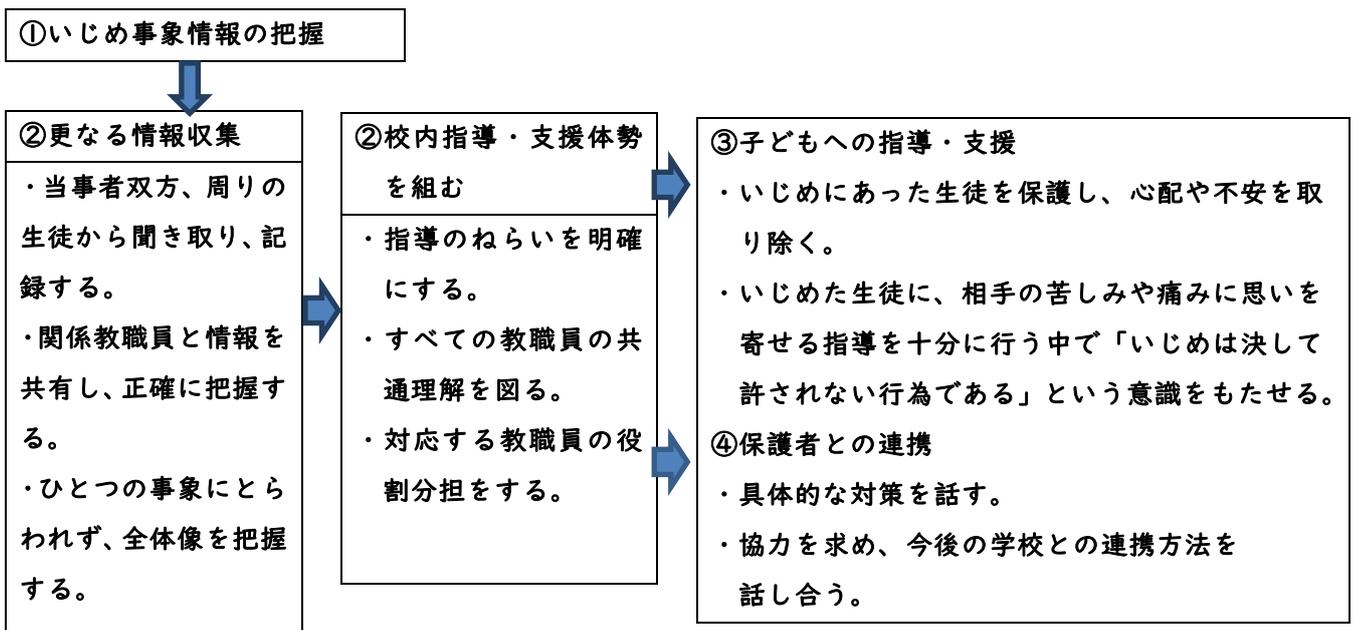
### ◎取り組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」「教職員全員による組織対応」「未然防止が第一」「早期発見、早期対応、早期解決」

### ◎2024年度 年次計画

月		
4月	集団づくり（学級開き）	
5月	集団づくり（宿泊学習などに向け）学校生活アンケート	・毎週「いじめ等防止対応委員会」による会議の実施  ・悩み相談窓口の案内と活用  ・生徒が主体的となって行う劇や授業
6月	カウンセリング	
7月	1学期のふりかえり、講演（SNSによるいじめ防止）	
8月		
9月	集団づくり（スポーツの祭典に向け）	
10月	集団づくり（文化祭に向け）学校生活アンケート	
11月	カウンセリング	
12月	2学期のふりかえり	
1月	集団づくり（学年レクリエーション）	
2月	学校生活アンケート カウンセリング	
3月	集団づくり（次年度に向け）1年間のふりかえり	

### ◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は次ページ「重大事態対応フロー」参照）



## ◎重大事案への対応フロー

### 重大事象とは

児童生徒や保護者から、いじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（例：自殺を図った場合）

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

1. 重大事象の発生

2. 事象を市教委へ報告

3. 市教委が調査主体を判断

4. 市教委が調査主体となるとき

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

4. 学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

#### ● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で臨む。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。

※ 関係者の個人情報に十分配慮すること。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

#### ● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。

※ 保護者、地域、報道等に対する情報提供を行う。

## 「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」（別紙２）

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者  
その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける

- ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
- ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込まず、チームとして「組織」で情報共有し組織的に対応

### （１）いじめの防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

#### 《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### 《生徒指導担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

#### 《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する

## (2) 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- ・日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

### 《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く

### 《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する

### 《管理職》

- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する

## (3) いじめに対する措置

### ①情報を集める

#### 《学級担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・発見・通報を受けた場合、速やかに関係児童生徒から聞き取り、いじめの正確な実態把握を行う
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

#### 《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

## ②指導・支援体制を組む

### 《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
- いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒、その保護者への対応
- 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

## ③－A 子どもへの指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、チームとして指導・支援を行う

### 《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめられた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する

### 《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

### 《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行使渡らせるようにする
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

### 《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやSSW、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

## ③－B 保護者と連携する

### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する